

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（概要）

令和8年2月
総務省自治行政局行政経営支援室

1. 本省令案の趣旨

- 以下の改正に伴い、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成29年総務省令第79号。以下「事務範囲省令」という。）の一部について、所要の規定の整備を行う。

2. 改正契機となる健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の内容

- 公費負担医療の対象療養に係る高額療養費については、これまで、原則として、一律に一般所得区分と同じ算定基準額(自己負担限度額)を適用することで高額療養費を現物給付しているところ、難病の治療研究を目的とする事業により公費負担医療の対象となる一定の疾病に対する療養(特定疾病給付対象療養)については、自治体から保険者に所得区分の照会(以下「保険者照会」という。)を行い、公費負担医療の受給者証に高額療養費の所得区分を記載することで、医療機関窓口において所得区分が把握でき、現物給付が可能なこと等から、所得区分に応じた自己負担限度額を適用してきた。
- こうした中、保険者照会については、自治体や保険者の事務負担が過重になっているなどの課題が指摘されており、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和6年12月24日閣議決定)において、指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度における「高額療養費制度の所得区分情報については、令和7年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、受給者証(中略)への記載を不要とする。」とされた。
- これを受け、特定疾病給付対象療養に係る保険者照会事務を廃止し、病院等における所得区分の把握をオンライン資格確認システム等を活用して行うこととするため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第7号)による国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)等の一部改正により、保険者照会事務が廃止される。

3. 本省令案の内容

- 特定疾病給付対象療養に係る保険者照会事務の廃止に伴い、当該保険者照会事務を定める事務範囲省令第9条第35号を削除し、それに伴い、第36条から第46条までを第35条から第45条までに移動する条ズレの改正を行う。

4. 施行期日

令和8年3月1日